

7 学校給食における災害対応

7-1 災害時対応の体制整備の必要性

学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るとともに学校生活を豊かにし、被災した児童生徒が日常の学校生活を取り戻す一助になることから学校給食の早期再開は大切です。災害発生時の混乱を回避し、いち早く学校給食を再開させるためにも、災害時対応の体制整備は必須です。

災害対応は、大きくは「平常時」と「災害時」に分かれます。

学校ごと、市町村ごとに定められた地域防災計画、危機管理マニュアル等に沿って対応することが大原則ですが、ここでは学校給食に着目した対応例を示します。

7-2 平常時の備え

(1) 平常時から検討しておきたい基本項目例

- ①連絡、指示体制
- ②初動に関すること
- ③備蓄品の確保
- ④連携体制

①連絡、指示体制

チェック項目	ポイント
<input type="checkbox"/> 学校、給食センターにおいて、災害時の指示系統を明確にしている	校長、センター長と連絡が取れない、到着までに時間がかかるなども想定されず。第2、第3の命令権者をあらかじめ指定し、職員間で共通の認識を持ちましょう。
<input type="checkbox"/> 緊急連絡網を作成し、職員全員に周知している	電話だけでなく、メール、FAX、SNSなど第2、第3の連絡手段を確認しておきましょう。
<input type="checkbox"/> 教育委員会、学校等に設置されている災害対策委員会内に、給食部門（もしくは給食担当者）がある	指示、連絡体制の把握は、情報の錯綜を防ぐ意味からも、学校及び学校設置者である教育委員会の大切な責務です。必要に応じ首長部局とも連携を取ります。

②初動に関すること

チェック項目	ポイント
<input type="checkbox"/> 災害発生直後の初動を明確にし、職員に周知している	災害はいつ発生するかわかりません。勤務時間内外、外出時、在宅時など、状況に応じた想定が必要です。その上で、各役職、役割等に沿った行動を行いますが、災害時には臨機応変な対応も求められます。
<input type="checkbox"/> 災害発生直後の状況確認事項を明確にしている (例示様式P94を参照)	管理職の者とすぐに連絡が取れないかもしれません。管理職以外の者でも必要事項を速やかに確認し、学校、教育委員会に連絡できるよう体制を整えておく必要があります。
<input type="checkbox"/> 災害の規模に応じ、学校、給食センターに参集する職員の範囲をあらかじめ定めておく	管轄の市町村内で震度6弱以上の地震があったら全員参集等、災害の規模に応じ、連絡がなくとも参集する職員を指定しておきます。

③備蓄品の確保

チェック項目	ポイント
<input type="checkbox"/> 各学校、給食センター等の備蓄品の量、内容、消費期限等について把握している	災害時には、当日中に保護者へ児童生徒の引き渡しができない場合も想定されます。食物アレルギーがある人のためにも、アレルゲンフリーの食材を用意しておく配慮が必要です。
<input type="checkbox"/> 食材、衛生管理用品（マスク、消毒薬、使い捨て手袋等）、消耗品（紙皿、紙コップ、ラップ、アルミホイル）などの備蓄品は適切な場所に保管している 保管場所を職員全員が承知している	備蓄品は災害時に取り出しやすく、かつ、耐震性がある場所、浸水の恐れがない場所に保管します（分散保管が望ましい）。また、保管場所はすべての職員が把握しておくようにしましょう。
<input type="checkbox"/> 備蓄品の利用について施設内で情報を共有している	栄養教諭等が出勤できない場合も想定されます。誰もが使えるよう調理、配膳等の手順をまとめてわかりやすい場所に備蓄品と一緒に保管しましょう。
<input type="checkbox"/> 各市町村で定めた地域防災計画における食料、水の供給方法、供給先、輸送方法を理解している	災害時にはライフラインの断絶が想定されます。地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき各市町村が策定するもので、食料の供給方法等も記載するよう定められています。自分の市町村の計画に目を通しておきましょう。

● 学校給食における災害対応

④連携体制

チェック項目	ポイント
<input type="checkbox"/> 災害時に連絡が必要な行政機関や、ライフラインの連絡先一覧を作成している	教育委員会、学校給食会、栄養士会、首長部局の危機管理対応課等を確認しておきます。また、水、電気、ガスがそれぞれ止まったとき、どこに連絡をすればよいか等の一覧表を作成しておきます。
<input type="checkbox"/> 災害時に連絡が必要な業者の連絡先一覧を作成している	日頃から取引をしている業者（JA関係者、肉、魚、野菜等の卸業者）等の連絡先一覧をまとめておきましょう。
<input type="checkbox"/> 自治体が災害連携協定を結んでいる業者や近隣自治体について把握している	民間の企業等と災害連携協定を結んでいる場合は、どのような支援を受けられるのかを確認しておきましょう。教育委員会は、首長部局と連携し、必要な情報を随時学校現場と共有します。
<input type="checkbox"/> 教育委員会は、災害連携協定について学校現場（給食センター）と情報を共有している	

コラム◆どれだけ備蓄できる？

災害時の備蓄品は「最低3日分、できれば1週間分が望ましい」と言われています。多くの配送校をもつ共同調理場では、そこまでの量を備蓄するのは難しい場合もあります。災害発生時、当日中に保護者に児童生徒を引き渡すできなかった場合を想定して検討してください。

【参考】

■食数の目安：全児童生徒数＋職員数＋予備

■水の備蓄の目安：1人1日1.5～2リットル（手洗い、調理用は別）

備蓄食は、断水時や調理従事者が感染症に罹患し給食が出せなくなった際などにも役立ちます。

(2) マニュアルの作成

検討した項目を基に、災害対応マニュアルを作成します。

令和3年3月に文部科学省が示した「災害時における学校給食実施体制の構築に関する事例集」において、「被災を経験し、事前にしておくとよかったと思う取り組み」の1番に挙げられたのは「ガイドライン・マニュアルの策定」です。（次点は「備蓄品・消耗品（ラップなど）の確保」）

最初からすべての項目を網羅する必要はありません。

市町村、学校等ですでに作成済みのところも、学校給食についての視点が入ったマニュアルになっているか確認し、都度見直して必要な項目を追加していくなど、柔軟に対応します。

○マニュアルに記載する項目例

項目	検討項目、ポイント
<input type="checkbox"/> 施設内緊急連絡網	①連絡、指示体制
<input type="checkbox"/> 災害時の職員参集基準	②初動に関すること
<input type="checkbox"/> 災害発生時のフローチャート	②初動に関すること
<input type="checkbox"/> 業者連絡先一覧	④連携体制
<input type="checkbox"/> 被災状況チェック表	②初動に関すること
<input type="checkbox"/> 衛生管理	災害種別に応じた衛生管理について、生ゴミ・残食の処理、回収方法、トイレの殺菌・消毒方法等について記載。
<input type="checkbox"/> 備蓄品一覧表	③備蓄品の確保
<input type="checkbox"/> 非常時用献立	③備蓄品の確保 備蓄品を活用した献立例を作成し、調理法等と一緒に備蓄品とともに保管しておく と、栄養教諭等が不在時にも食事の提供ができます。

7-3 災害時の対応

災害が発生したときは、ライフラインが寸断され、施設が被害を受けるなど、給食の提供ができない状況となることも想定されます。

しかし、学校給食に携わる者は、児童生徒の栄養管理、健康管理をはじめ、「給食が食べられる」という日常に触れることで児童生徒の心の安定を促せるよう、関係機関と連携して一日も早い給食の提供ができるよう努める必要があります。

また、地域の被災住民を受け入れ、炊き出しの拠点として活用されることも想定されるほか、前述したとおり、当日中に保護者に児童生徒を引き渡せないという事態も考えられます。この場合、時間帯によっては食事の提供が必要となることも考えられます。

まずは自身の安全、家族の安全を確保したうえで、災害のフェーズに応じ、災害対策本部、所属長等の指示に従いましょう。

(1) 災害時の給食提供に係る留意点

ア 提供する給食

(ア) 給食調理施設、ライフライン、納入業者等の被災状況によっては、通常の完全給食が提供できないことも想定されます。備蓄食を活用する場合でも、食物アレルギーや食に対する個別的な対応が必要な児童生徒について、対応する教職員間で情報共有を図る必要があります。

(イ) 普段から食べ慣れた献立を選定し、新規注文する食材の場合は原料配合、食物アレルギー表示等を確認します。

(ウ) 給食の記録（調理日時、献立や材料名、調理実施者名等）を残しておきます。

イ 調理従事者の体調管理

調理に従事する者は、下痢、嘔吐等の症状がないことを確認したうえで業務に従事させます。

(2) 給食施設再開時の留意点

ア 衛生状態の確認

学校環境衛生基準及び学校給食衛生管理基準に基づき、日常の衛生管理に努めるほか、災害時には給食提供前に臨時の衛生検査を行うなど、被災した学校等の適切な衛生状態が確保されるよう配慮します。

イ 使用水の安全確認

浸水等の被害があった地域は感染症の発生の恐れもあることから、「学校環境衛生管理マニュアル」（平成30年度改訂版文部科学省）も参考にして、消毒等の措置を確実に行います。

また、必要に応じ、水質検査を実施します。

ウ 調理設備等の安全・動作確認

浸水した場合、床や調理器具等は洗浄、消毒を行い、調理設備等は動作に異常がないか十分確認します。

停電等で冷蔵庫が止まっていた場合は、食材品質や消費期限について十分確認します。

＜参考＞水害時の消毒について【学校環境衛生管理マニュアルP170】

消毒対策	消毒薬	調整方法	使用方法	注意事項
屋外（し尿槽や下水があふれた場所、動物の死骸や腐敗物が漂着した場所、氾濫した汚水が付着した壁面、乾燥しにくい床下）	クレゾール石けん	クレゾール石けん液30mLに水を加えて1Lとする。液が濁って沈殿物が生じた場合には上澄み液を使用する。	校舎等のまわりは、じょうろや噴霧器などで濡れる程度に散布する。壁面は、泥などの汚れを水で落としてから、消毒液を浸した布などでよく拭く。または噴霧器で噴霧する場合は、濡れる程度に噴霧する。	取り扱う際には長袖、長ズボンを着用し、メガネ、マスク、ゴム手袋などを使用し、皮膚や目にかからないよう注意すること。 皮膚については大量の水と石けんでよく洗い流す。
	オルソ剤	オルソ剤20mLに水を加えて1Lとする。		
屋内（汚水に浸かった壁面や床、教具・備品等）	逆性石けん	塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウムとして0.1%の濃度になるように希釈する。（10%製品の場合、本剤10mLに水を加え1Lとする。）	泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、希釈液に浸した布などでよく拭く。または噴霧器で噴霧する場合は、濡れる程度に噴霧する。その後は風通しをよくしそのまま乾燥させる。	目に入った場合は、水で15分以上洗い流し、医師の診察を受けること。 使用する直前に希釈し、希釈する濃度を守ること。 他の消毒剤や洗剤などと混合しないこと。他の容器に移して保管しないこと。 浄化微生物に影響を及ぼすので、浄化槽には散布しないこと。
手指（後片付けなどで、汚染された箇所や土に触れた手指）	逆性石けん	いろいろな濃度のものが市販されているので、希釈倍率に注意。	汚れを石けんで洗った後、流水で石けんを落とし、洗面器などに入れた消毒液に手首まで浸し、30秒以上もみ洗いをする。その後、乾いたタオルなどでよく拭き取る。石けんが残っていると殺菌力が低下するので、よく洗い流すこと。	
食器類	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.02%になるように希釈する。（10%製品の場合には、本剤2mLに水を加えて1Lとする。）	食器を水洗いした後、消毒液に5分以上浸し、その上で自然乾燥させる。	
井戸水	次亜塩素酸ナトリウム	残留塩素として1～2ppmの濃度になるよう調整する。（10%製品を使用する場合は、水1Lにつき1滴を加える。）		

● 学校給食における災害対応

参考様式例 被災状況報告書

※メール等が使えず、マジックで大きく記入しFAXすることなども想定して枠を大きく作成。

共同調理場・学校から → 市町村教育委員会・災害対策本部へ

被災状況報告

年月日	年 月 日 () 午前・午後 時 分
施設名	学校 / 共同調理場
	電話 FAX
報告者	校長 / 教頭 / 場長

以下のとおり被災状況を報告します。(第 報)

○通信、ライフライン

項目	使用の可否	復旧要請	その他
通信手段			
<input type="checkbox"/> 電話	可・不可	要・否	
<input type="checkbox"/> FAX	可・不可	要・否	
<input type="checkbox"/> インターネット	可・不可	要・否	
<input type="checkbox"/> 携帯電話	可・不可	要・否	
電 気	可・不可	要・否	
ガ ス	可・不可	要・否	
水 道	可・不可	要・否	

○施設、人員

項目	状況	救援要請	その他
負傷者の有無	有・無	要・否	
待機児童の有無	有・無	要・否	
施設被害状況	全壊・半壊 ・一部損壊 ・なし	要・否	
職員の参集状況	全員参集・ _____人参集	要・否	
給食提供可否	可・不可	要・否	

参考様式例

災害時の緊急連絡先リスト

機関（項目）名	電話番号	FAX番号	住所等
所属校			
市町村防災担当課			
市町村教育委員会			
保健所			
電気			
ガス			
水道			
設備メンテナンス			
J A担当課（担当者名）			
【野菜】			
【肉】			
【魚】			
【米】			
【水】			

災害連携協定先

機関（項目）名	電話番号	FAX番号	協定内容（例）
			パン、水150食提供
			300人分備蓄米提供
			ボランティア2人／日